

会 議 録

会 議 名 北杜市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成22年2月26日(金) 午前10時
開催場所 北杜市役所 西館会議室
出席者 委員15名 市長 事務局5名 計21名
委 員：馬場君忠、篠原義典、高橋勝彦、中島千代子、進藤初子、名取千裕、
長坂茂、萩原武一、赤岡直樹、長田伯雄、田中勝海、浅川正彦、
清水金富、植松治雄、保坂悟
事務局：清水保健福祉部長、原市民福祉課長、国保年金担当 進藤、千野、加藤

議 題

- 1) 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 2) 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について
- 3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 0名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

- ・会議出席のお礼
- ・規定定数の2分の1以上の定足数に達していることを報告

2. 会長あいさつ

- ・会議出席のお礼
- ・忌憚のない意見及び慎重な審議に対する依頼

3. 市長あいさつ

(市長)

- ・会議出席のお礼
- ・市政の状況説明と協力へのお礼
- ・地方財政は厳しいが健全財政につとめている。長引く景気低迷等により国保財政も非常に厳しい、平成21年度決算見込については保険給付費の増により財政調整基金を取り崩した中での厳しい運営となっているが、平成22年度については

さらに厳しい財政運営が見込まれている

- ・ 保険医療制度は今後見直しが進むと予想されるが安定性を期待する
- ・ 今後も委員各位の協力によりしっかりとした国保運営を図っていきたい

市長退席

- ・ 議事前に事務局の紹介（保健福祉部長以下4名）
- ・ 一部資料の差し替え

4. 議事

- ・ 北杜市国民健康保険運営協議会規則により、会長が議長となる旨を事務局が説明
- ・ 議長より進行についての協力依頼の後、会議録署名委員の19番 長田伯雄委員、20番 田中勝海委員、21番 浅川正彦委員の3名を指名し議事へ

（議長）

- 1)平成21年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局に説明を求める

（事務局）

平成21年度決算見込み

- ・ 資料にもとづき平成20年度決算と比較しながら説明

歳入

- ・ 保険税の決算見込額は現時点での調定額に前年度と同程度の収納率を乗じて見込んだものである。加入者数は増加傾向であるが課税標準所得が低くなっているため前年度比減となる
- ・ 国庫負担金の増について、特定健診等負担金は前年比減となっているが、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金等の増によるもの
- ・ 国庫補助金の増について、平成21年度から設けられた介護従事者処遇改善特例交付金によるものと、その他特別調整交付金と出産育児一時金補助等の増によるもの
- ・ 療養給付費交付金の減について、退職者医療交付金の医療費請求が3月～2月であり、制度改正により退職者医療の年齢改正がされたことによるものと、医療給付費の減によるもの
- ・ 前期高齢者交付金の増について、制度開始が平成20年4月からであり平成21年と交付算定に1ヶ月間に差があること、前期高齢者の国保加入者の増によるもの

- ・ 県支出金の減について、高額医療費共同事業負担金、特定健診等負担金は前年度費増となっているが県単老人、調整交付金、特に調整交付金については平成 21 年度から補助率が 1/2 になることから前年度比減となる
- ・ 共同事業交付金の増について、高額医療給付費の増により交付金である高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金が前年度比増となる
- ・ 財産収入については、国保財政調整基金の利子
- ・ 基金繰入金については、1 億円の増
- ・ 一般会計繰入金の増について、保険基盤安定繰入金は法定軽減分の保険料に対する補填と保険者支援分の軽減数調整によるもの
- ・ 出産育児一時金繰入金について、出産育児一時金の歳出 2/3 の繰入、残り 1/3 は保険者負担となる
- ・ 財政安定化支援事業繰入金は低所得者増や病床数過剰により増となる
- ・ 老人医療対策事業費繰入金は県単波及分として補助金 3/5 の残りの 2/5 が繰入
- ・ 乳幼児医療等対策事業費繰入金について、乳幼児、ひとり親、重度心身障害者医療費対策として、窓口無料化実施による調整交付金減額分を補填する県補助金を一般会計から繰り入れるもの
- ・ 繰越金は、平成 20 年度からの繰越金
- ・ 雑入は、交通事故などの第三者行為によるもの及び返納金
- ・ 市債は、平成 20 年度、平成 21 年度はなし

歳出

- ・ 総務費について、徴税费は徴収員賃金、保険税システム委託等であり、制度改正によるシステム改修により増となる
- ・ 保険給付費について、平成 22 年 1 月までの支払い実績額からの見込を推計したもの
- ・ 後期高齢者支援金について、後期高齢者医療制度に対する支援金で 0 歳から 74 歳の加入数に応じての負担となるもの
- ・ 前期高齢者交付金について、前期高齢者の加入率により負担調整する
- ・ 老人保健拠出金について、老人医療費と加入率から積算される
- ・ 介護納付金は、2 号被保険者分として国より算定され決定される
- ・ 共同事業拠出金は、内訳として高額医療費分は過去 3 年の市の拠出状況と県基準対象額での調整となり、保険財政共同安定化事業拠出金については、前々年の一般被保険者数を用いて算出し国保連から示されている
- ・ 保健事業費は、特定健診等事業として平成 20 年度から開始され委託料、システム手数料、その他疾病予防費として医療費通知作成や送料の内訳となっている
- ・ 基金積立金は、財政調整期金の利子分を積み立てるもの

- ・ 公債費は、国民健康保険自立支援事業貸付金償還金として、平成19年度に調整交付金返還のために県より無利子で借り入れた返還金となっている
- ・ 償還金還付金等は、保険税還付、国庫補助金等清算によるもの
- ・ 繰出金は、病院関連の特別調整交付金を病院会計へ繰り出すもの

以上、平成21年度決算見込み説明終了

(議長)

事務局の説明に対して、委員の意見を求める

(長坂委員)

- ・ 滞納者について、収入により税が決まると思われるが、収入があるにもかかわらず納めていない人の割合はどれくらいか

(事務局)

- ・ 把握した所得へ税率をかけ、法定どおりの課税を行っており、納めていただくことになる
- ・ 収入に応じた未納者割合は把握していないが、税務課徴収担当において資産、車、預貯金調査等を行い差し押さえの手続きをとっている

(長坂委員)

- ・ 催促には行っていると思うが、現状とするとやはり支払いが困難な人が多いのか

(事務局)

- ・ そうです

(長坂委員)

- ・ 予算の関係になるが来年度68,000千円程の滞納繰越分を見込んでいるが減らすのではなく増える見込でいるのか

(事務局)

- ・ 市では今まで市税と国民健康保険税の収納対策をそれぞれ行っていたが、平成21年度から一本化し収納対策の強化を図っている。また、平成22年度には機構改革において新たに収納課を設け収納対策の更なる向上を図っていく
- ・ 滞納繰越分については今まで繰越されてきたものの累計であり、これを処理していくためにも新しい収納課設置により組織の強化を図り滞納繰越には力を入れていきたい

(長坂委員)

- ・ 現状では差し押さえをしているのか

(事務局)

- ・ 車、給与等行っている

- ・ 車等はインターネットオークションで競売へかけている
(議長)
- ・ 滞納整理については努力をしており来年度も強化していくとのことです
(長坂委員)
- ・ 人のお金であるのでなかなか端的には行かないと思うが、やはり滞納額は減っていかねば真面目な納税者からみれば不愉快に思うところでもある
(名取委員)
- ・ 付随した質問になるが滞納者には保険証は交付されないと思うが、昨年度滞納者が医療機関にかかった際に市の負担金等はどれ位かかっているのか
(事務局)
- ・ 市では4期以上滞納がある者に対して短期証に切り替える旨の通知を出し、折衝をしていくが、滞納解消されない場合は短期証に切り替え、更新の都度に納税折衝を行うようにしている
- ・ 折衝が出来ず短期証の交付がされていない者が医療機関にかかる場合は、その際に保険税を納付していただき短期証を交付している
(名取委員)
- ・ 保険証は無くても良いといった方が病気になった時に短期証を発行するようであれば、保険税を納めない逃げ得になっているのではないかと、そういう方へは何かペナルティを与えるなどしなければずっと続くと思われる
(赤岡委員)
- ・ 基本的なことになるが、保険税の基になるのは収入以外になにが対象になるのか
(事務局)
- ・ 算出の根拠は収入のほかに、資産割、平等割、加入者数による均等割がある
(赤岡委員)
- ・ 固定資産はどうなっているか
(事務局)
- ・ 資産割に入っている
(赤岡委員)
- ・ 固定資産というのは時により資産価値は変化してくると思うがその評価はどのような期間で調整され見直しなどがされているのか
(事務局)
- ・ 資産割として医療費分で29%、支援分で9%、介護分で6.9%の税率を用いているが、基となる資産においては価格の見直しである固定資産評価替えが3年に一度行われているため適正な資産割を課税している
(赤岡委員)
- ・ 内容は理解した。固定資産が高くなることによって、保険税を納めることが出来

ない方もいるのではないかと思い質問した

(議長)

- ・ 3年に一度の評価替えにより見直しをし、それを基準に課税しているということ

(篠原委員)

- ・ 歳入の保険税で前年度収納率を基に計算したとのことだが、前年度の収納率はどのくらいか
- ・ 歳出の徴税費で徴収員賃金があるがこれには補助がないのか
- ・ 諸支出金の中に甲陽病院特別調整交付金があるがこれは甲陽病院だけの整備に伴う交付金なのか、塩川病院にはないのか

(事務局)

- ・ 平成20年度の収納率は、現年分92.19%、過年度分17.09%である
- ・ 徴収員の賃金については県の調整交付金での補助がある
- ・ 交付金名は整備となるが、内訳は運営に係る医師等確保対策として土、日、夜間の当直医師確保に対するものである

(篠原委員)

- ・ 賃金補助の割合はどれくらいなのか

(事務局)

- ・ 1/2である

(議長)

その他意見を求める

(田中委員)

- ・ 平成21年度の保険税の不納欠損額がどれくらいか

(事務局)

- ・ 出納閉鎖前に一括して処理を行うので現時点では把握できない
- ・ 平成20年度については約2千万円が不納欠損額となっている

(名取委員)

- ・ 不納欠損した方の中でも今も滞納している人がいた場合、その方は一般の生活をしているのか、それとも生活が困窮しているのか市では把握しているのか

(事務局)

- ・ 徴収担当が随時訪問等行い現状確認し内容については把握している

(田中委員)

- ・ なかなか難しいが、やはり内容は把握していなくてはいけない。5年経てば不納欠損になるというのを待っているというような滞納者がいるようであれば不公平が生じてくる

- ・ 行政には対策をしっかりといただき徴収率が少しでも上がることが私達の願いでもある

(議長)

- ・ 徴収率向上が皆さんの願いでもあるので努力をいただき公平の中での運営が出来るようお願いしたい

(議長)

その他意見を求める

(長坂委員)

- ・ 今年度基金から1億円繰り入れており、次年度への繰越金が1億1千8百万ほどあるが、繰り入れを行わなくても決算上赤字にはなっていないと思うが

(事務局)

- ・ 医療給付費の支払いが毎月生じてくるものであり、補助金等については年度末にならなければ入ってこない
- ・ 会計上基金を繰り入れなければ毎月の支払いが出来ないので繰り入れたものがある

(議長)

- ・ 支出が減れば繰り入れは減るが、増えていることによる繰り入れなのでご理解いただきたい

議長が他に意見を求めるが、意見がないので採決を求める
異議なしで原案のとおり承認される

(議長)

2) 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について事務局に説明を求める

(事務局)

平成22年度予算案

- ・ 資料にもとづき平成21年度当初予算と比較しながら説明

歳入

- ・ 保険税は、平成21年度の決算状況が前年と同じ収納率であることを見込み、同程度の収納率を使用して積算した
- ・ 国庫負担金の増については、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金の算出基礎である医療費の増を見込んだため
- ・ 国庫補助金の増については、一般被保険者に係る医療給付からの見込みである

- ・ 療養給付費交付金の減は、退職者医療交付金の算定基礎給付が下がっていることによるもの
- ・ 前期高齢者交付金の減は、65～74歳の加入者数偏在により国保加入者数減の見込みによるもの
- ・ 共同事業交付金の減は、高額医療費、保険財政共同安定化事業交付金として国保連からの数値により計上
- ・ 基金繰入金は、当初予算で計上するが、厳しい国保運営の中で取り崩して繰り入れるかどうかは収支の状況による
- ・ 一般会計繰入金の乳幼児、ひとり親、重度心身障害者医療費対策事業として、それぞれの担当課から提供された数値を使用している

歳出については、支出区分についてそれぞれ前年比との比較を読み上げる

(議長)

事務局の説明に対して、委員の意見を求める

(長坂委員)

- ・ 平成22年度予算案の歳入の繰越金は174,515千円となっているが、平成21年度決算見込額における収支差引額118,550千円との差額の説明を

(事務局)

- ・ 平成22年度予算編成の時期が昨年11、12月で見込んでいる。また、平成21年度決算見込は極力最近までの数値で出しているため、確定した要素も多々あるので差異がでている

(浅川委員)

- ・ 基金からの繰り入れが計上されているが、基金への積み込みについてはどうか、過去に積み込みはあったか

(事務局)

- ・ 平成17年度にあったと記憶するが、それ以降はない

(田中委員)

- ・ 厳しい運営状況の中で保険税率を上げることも考えていくことも必要だが、そうすると滞納者も増えていってしまうと思うが、保健福祉部長の意見をお聞きしたい

(清水保健福祉部長)

- ・ 国保も基金を取り崩した厳しい運営状況であるが、景気の低迷が続く中の税率改定は医療給付費等の状況を見た中で検討したい

(議長)

- ・ 補助金等の歳入も決まってきたおり、歳入を増やすのは税となってくるが状況

をみた中で検討する

議長が他に意見を求めるが、意見がないので採決を求める
異議なしで原案のとおり承認される

(議長)

3) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について 事務局に説明を求める。

(事務局)

北杜市国民健康保険税条例の一部改正について

- ・ 資料にもとづき以下を説明
 - ・ 市町村の実情に応じた保険税の見直しについて
 - ・ 非自発的失業者の保険税の軽減について
 - ・ 被扶養者であった者の保険料軽減(条例減免)の延長について

これらは、平成22年4月1日から施行予定であるが、根拠法令の改正公布がされておらず、今回の3月議会には提案することができなかったが、税条例改正にあたっては専決を予定

その他として

- ・ 資格証明書世帯の高校生世代への短期被保険者証の交付等
- ・ 高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

(議長)

事務局の説明に対して、委員の意見を求める

(馬場委員)

- ・ 市町村の実情に応じた保険税の見直しについて、応益割合の7・5・2割の軽減とはどういうものか

(事務局)

- ・ 均等割、平等割を低所得者の所得金額に応じ7割・5割・2割の軽減を図るものである

議長が他に意見を求めるが、意見がないので採決を求める
異議なしで原案のとおり承認される

(議長)

4) その他について 事務局に説明を求める

(事務局)

- ・ 来年度よりコンビニエンスストアでの税の収納が可能となり利便性を図る

(篠原委員)

- ・ 昨年の私の会議資料にメモで車等の差し押さえが163万円と書いてあるが、今年度については今の時点でどれ位あるのか

(事務局)

- ・ 正確な数字ではないが1件インターネットオークションで97万円位の競売があったが、全額国保税分としてあてられるわけではない
- ・ 正確な数字は次回報告したい

(長坂委員)

- ・ 滞納者については他の市民税等の税金も同じく滞納しているのか。

(事務局)

- ・ 国保税の滞納者については他の税についても滞納している者が多いといえる

(高橋委員)

- ・ 前回の会議の際事務局へ厳しいことを言ったことについて謝罪

議長が他に意見を求めるが、意見なし

(議長)

本日の案件が終了したことを述べて議事を閉じる

5. 閉会のことば

(田中職務代理)

- ・ 慎重審議について感謝のお礼

時刻 午前11時40分